⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

ア　被告人磧上朝睦及び同佐藤勇二は、共犯者と共謀の上、業として金銭の貸付けを行うに当たり、平成26年12月26日頃から平成27年５月13日頃までの間、多数回にわたり、東京都内において、借受人から現金を受け取る方法により、法定の年20パーセントの割合による利息を超える合計61万6,200円の利息を受領した。

イ　被告人磧上朝睦は、無登録で貸金業を営み、業として金銭の貸付けを行うに当たり、その元金及び法定の利率を超えた利息を受領するに際し、財産上の不正な利益を得る目的で犯した前記犯罪行為により得た財産の帰属を仮装しようと企て、平成27年２月19日及び同月20日の２回にわたり、東京都内において、同被告人が管理する他人名義の普通預金口座にその犯罪収益合計22万8,000円及びその他の収益を混和させた現金合計289万1,000円を預け入れ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

（罪　　名）

ア　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反

イ　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）

〒100―8903　東京都千代田区霞が関１－１－１

東京地方検察庁　総務部　犯罪被害財産支給手続事務室

電話番号03―3592―5611（代表）内線4392

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は前記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成29年９月29日　　大阪地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　大阪地方検察庁　平成29年第２号

２　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成29年９月29日

３　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間　平成25年11月６日頃から平成25年12月11日頃までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

ア　原正幸が、数名と共謀の上、警察官や銀行協会職員を装って被害者方に電話を掛け、銀行口座番号や暗証番号を聞き出し、後刻被害者方を訪問する銀行協会職員にキャッシュカードを渡すよううそを申し向け、その旨誤信した被害者から、被告人らがキャッシュカードの交付を受けて詐取した行為

イ　原正幸が、数名と共謀の上、前記アの犯行により詐取したキャッシュカードをＡＴＭ機に挿入して、金融機関管理に係る現金を窃取した行為

４　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

警察官を装った者や銀行協会職員を装った者からの電話に対し、銀行口座の暗証番号を伝えるなどし、その後、自宅に訪れた銀行協会職員を装った者に対し、キャッシュカードを交付した。

５　開始決定の時における給付資金の額　金198万2000円

６　支給申請期間　平成29年９月29日から同年11月27日までの間

７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁判所名　大阪地方裁判所

⑵　裁判年月日　平成27年３月25日

⑶　確定年月日　平成27年４月９日

⑷　被告人氏名　原　　正幸

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人は、星野昌博及び氏名不詳者らと共謀の上、大阪府内等に設置された現金自動預払機に、警察官や全国銀行協会職員を装って詐取したキャッシュカードを挿入して同機を作動させ、現金合計838万8000円を引き出して窃取したもの。

（罪　　名）

窃盗

８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒553―8512　大阪市福島区福島１丁目１番60号

大阪地方検察庁　被害回復給付金担当　電話（代表）06―4796―2200　内線3119

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（大阪地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（大阪地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。